

(国民年金)  
障害年金受給等で  
法定免除を受けて  
いる方へ

## 国民年金保険料の通常納付ができるようになります

### 【これまででは】

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていた。

### 【平成26年4月からは】

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

- ・保険料の口座振替（手間いらずで便利）
- ・保険料の前納（保険料の割引あり）
- ・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

### 【手続き方法は】

八峰町役場町民生活課（☎0185-76-4614）または鷹巣年金事務所（☎0186-62-1490）に申出書を提出してください。

詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。

過去2年間に  
国民年金保険料の  
未納期間が  
ある方へ

## 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

- これまで、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。
- 平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

### 【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

- 災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
- 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

### 【申請方法は】

八峰町役場町民生活課（☎0185-76-4614）または鷹巣年金事務所（☎0186-62-1490）に申請してください。

必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

### ◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

## 国民年金基金なら今と老後に確かなゆとり

### 今にゆとり

掛金は全額  
所得控除で  
税金がおトク。

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。（増口は年度内に1回限り）

### 老後にゆとり

基本は終身年金。  
だから一生涯  
お受け取り。

- 65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。（B型を除く）

## 秋田県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

自営業・フリーランスの味方です。

〒010-0001 秋田市中通 1-4-32 秋田センタービル 5F

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ！

0120-65-4192

ホームページでも資料請求ができます  
<http://www.akita-kikin.or.jp>

"60歳支給開始"の  
つなぎ年金もあります。

わたしも、  
国民年金基金  
です。  
優香

